

# 重症心身障害児者のショートステイ受入体制の確保について

## ～京都府北部地域に医療的ケアが必要な方を受け入れる医療機関を確保します～

平成26年7月25日  
京都府健康福祉部  
障害者支援課  
075-414-4595

京都府では、府北部在住の重症心身障害児者（重度の知的障害と肢体不自由を併せ持つ方）やその家族を支援するため、府立医科大学附属北部医療センターにおいて、人工呼吸器等の使用が必要な重症心身障害児者をショートステイで受け入れる「重症心身障害児者ショートステイ受入体制整備事業」を8月1日から実施することとしましたので、お知らせします。

これにより、府北部、中部、南部及び京都市域全ての区域で、人工呼吸器等の使用が必要な重症心身障害児者を一時的に受け入れることが可能な体制が整うことになります。

### 【事業概要】重症心身障害児者ショートステイ利用支援事業（空床利用型）

対象者：在宅で生活する重症心身障害児者

場 所：府立医科大学附属北部医療センター

効 果：介護を行う家族のレスパイト（休養・休息）確保

指定日：平成26年8月1日

利用方法：お住まいの所在地の市町村に相談の上、北部医療センターと利用調整が必要です

府の支援：・ショートステイ利用に当たり、普段から利用者と馴染みのあるヘルパー等付添費用等の補助（府1/2、市町村1/2）

・重症心身障害児者の受入れに必要な機器（人工呼吸器や体位変換器等）の整備

### 【参考】医療型ショートステイ事業所の分布

